

八尾市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成30年3月変更

八 尾 市

目 次

I はじめに	1
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2 新型インフルエンザ等緊急事態宣言並びに緊急事態措置	1
3 本市行動計画作成の経緯	2
II 新型インフルエンザ等対策の基本方針	3
1 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症	3
2 新型インフルエンザ等の特徴	3
3 対策の目的及び基本的な戦略	4
4 対策の基本的な考え方	5
5 対策実施上の留意点	7
6 発生時の被害想定	8
7 社会・経済への影響	9
8 発生段階の取り扱い	10
9 対策推進のための役割分担	11
10 医療提供等における府との役割分担の考え方	15
11 本市行動計画の主要6項目及び横断的留意点	19
III 新型インフルエンザ等の発生段階別対策	27
1 未発生期	27
2 府内未発生期	34
3 府内発生早期	42
4 府内感染期	49
5 小康期	56
参考資料	59
八尾市新型インフルエンザ等対策本部条例	59
八尾市危機管理対策要綱	60
発生段階別 対応一覧	66
用語解説 ※アイウエオ順	83

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、ほとんどの人がそのウイルスに対して免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同等の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 新型インフルエンザ等緊急事態宣言並びに緊急事態措置

新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）については、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに、政府対策本部長が発出する。

また、緊急事態宣言が発出された場合は、本市においても特措法第34条に基づく八尾市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本市対策本部」という。）を設置し、大阪府（以下「府」という。）が行う不要不急の外出の自粛等の要請や施設の使用制限の要請に適宜協力する他、住民に対する予防接種等の新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を実施する。

3 本市行動計画作成の経緯

本市では、平成21年4月に鳥インフルエンザ由来の高病原性のものを想定した八尾市新型インフルエンザ庁内対策指針を作成し、その後、低病原性等のウイルスの特性や感染状況などによって臨機応変な対応を効果的に実施できるよう、平成22年4月に同指針の改正を行い、新型インフルエンザの発生に備えてきた。

今般、国において、平成25年6月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が作成され、新型インフルエンザ等対策ガイドライン（以下「政府ガイドライン」という。）が示された。また、府においても、政府行動計画と政府ガイドラインにおける考え方や基準を踏まえ、平成25年9月に大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「府行動計画」という。）が作成された。

以上のような国や府の動きを踏まえ、特措法第8条の規定により、本市の新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として、政府行動計画や府行動計画との整合性を確保しつつ、これまでの八尾市新型インフルエンザ庁内対策指針をもとに、新たに八尾市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本市行動計画」という。）を作成した。

また、平成30年4月に本市の中核市移行に伴い、保健所設置市となることから、保健所の役割を新たに追記し、本市行動計画を変更した。

なお、作成及び変更に当たっては、特措法において、専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くことが定められていることから、八尾市新型インフルエンザ等対策実施行動計画策定委員会に計画（素案）を提示し、審議いただいた。

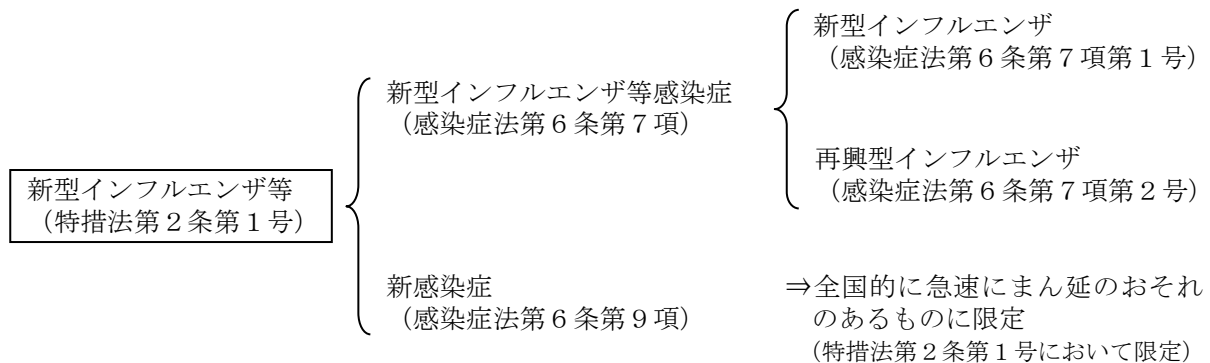
今後、国や府の動向を注視し、各業務要領等を整備することにより、本市における新型インフルエンザ等対策を充実させることとする。また、関係機関等と新型インフルエンザ等に関する情報共有を図り、本市と医療機関等が相互に連携し、総合的・効果的な対策に取り組んでいく。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

本市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）



〔参考〕

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

2 新型インフルエンザ等の特徴

新型インフルエンザ等の出現の時期や場所、発生した場合の感染力、病原性の強さ、流行規模等を予測することは、現時点では困難であり、また、その出現を阻止することは不可能である。また、地球規模でヒト・モノがダイナミックに動いている時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザ等の出現が起これば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

3 対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。そのため、新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国、府、本市、関係機関が相互に連携して対策を講じていく必要がある。

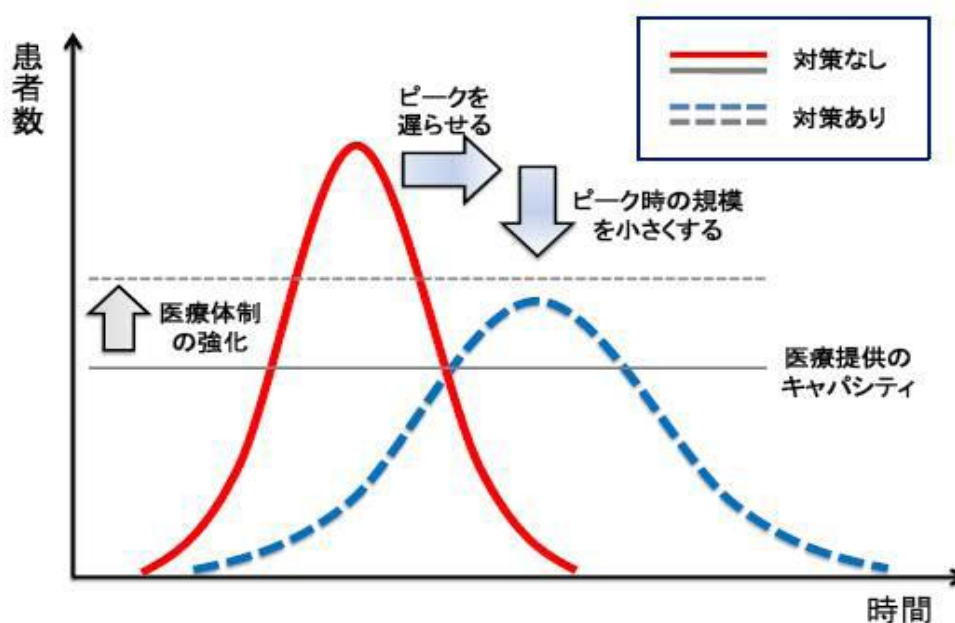
(1) 新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ① 初期段階において、感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者を少なくして、医療体制の負荷を軽減するとともに、医療体制の拡充を図り、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最低限に抑える。

- ① 市内での感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らす。
- ② 事業継続計画等の作成及びその実施等により、医療提供業務をはじめ市民生活の安定に不可欠な業務の維持に努める。

〈対策の効果 概念図〉



4 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かねばならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

したがって、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応し、市民の生命や身体等を保護する必要がある。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略をめざすこととしている。府行動計画も同様の観点であり、本市行動計画もこの観点を踏まえ組み立てることとする。

具体的には、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収束するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する（具体的な対策については、「Ⅲ．新型インフルエンザ等の発生段階別対策」で記載する。）。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択する。

- (1) 発生前の段階では、市民に対する啓発、各業務要領等の作成など、発生に備えた事前の準備を周到に行うことが重要である。
- (2) 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階で、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講じることが必要である。
- (3) 府内発生当初の段階では、市民の積極的な感染予防策による感染拡大スピードの抑制が重要となる。
- (4) 国内外の発生当初等、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小もしくは、中止を図るなど見直しを行うこととする。

- (5) 府内で感染が拡大した段階では、国、府、本市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。

したがって、当初の想定どおりには進まないことが考えられるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対応していく必要がある。

- (6) 事態によっては、地域の実情等に応じて、本市が大阪府新型インフルエンザ等対策本部（以下「府対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようし、現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、国、府、本市、事業者等が相互に連携し、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染拡大防止策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

そのため、事業者の従業員の罹患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、府、本市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や必要物品の備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日ごろからの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が重要となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

5 対策実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等発生前及び発生時には、特措法その他の法令、本市行動計画に基づき、府や関係団体等と相互に連携を図りながら、本市の人口や地域特性などを勘案し、その対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、府による医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校・興行場等の使用制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等について、適宜協力するが、それらの協力活動に際し、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限であることを市民に対して十分説明し、理解を得ることを前提とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

本市は、政府対策本部、府対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。

本市は、市域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に当たり、特に必要があると認める場合には、府対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

また、政府対策本部長による緊急事態宣言に備え、未発生期の段階から府と連携し、必要事項について調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

本市における対策本部の立ち上げ以降、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

6 発生時の被害想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、ウイルスの病原性や感染力等の病原体側の要因や、人の免疫の状態等宿主側の要因、医療環境や社会環境など複合的要因に左右される。政府行動計画では、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考とし、一つの例として流行規模の想定を行っており、全人口の25%が罹患すると想定して、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行っている。本市における流行規模の想定に当たっては、国及び府の行動計画の中で示されたCDC（米国疾病管理予防センター）モデルによる推計を参考に受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行った。

なお、これらの推計においては、過去にはなかった新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザ薬等の効果や、現在の医療体制、衛生状況等、被害軽減要素を一切考慮していない。

国・府・本市の流行規模想定

想定項目	本市	府	国
人口 (平成22年)	約271,000人	約886万人	約1億2,806万人
罹患患者数 (25%)	約67,800人	約220万人	約3,200万人
受診患者数	約52,900人 (上限値)	約173万人 (上限値)	約2,500万人 (上限値)
入院患者数	約1,130人 (上限値)	約3万7千人 (上限値)	約53万人 (上限値)
死亡者数	約360人 (上限値)	約1万2千人 (上限値)	約17万人 (上限値)
1日当たり最大 入院患者数	約220人 (流行発生から5週目)	約7千人 (流行発生から5週目)	約10万1千人 (流行発生から5週目)

※国記載分は政府行動計画より、府記載分は府行動計画より抜粋

※本市行動計画は中等度（アジアインフルエンザ並み）の流行規模で算出

未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があることから、併せて対策の対象としている。

そのため、新型インフルエンザの発症を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対策を検討・実施することとなることから、今までの知見に基づき、飛沫感染、接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

7 社会・経済への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、政府行動計画及び府行動計画で想定されている例にならない、本市の影響を以下のように想定する。

- (1) 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度症状を有し、罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- (2) ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

8 発生段階の取り扱い

新型インフルエンザ等対策は、発生の状況に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、行動計画であらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

政府行動計画で示されている発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定し、府は、府行動計画の各発生段階の移行時期を必要に応じて国と協議の上判断するとしている。

本市では、府と連動して取り組みを進める必要があることから、本市行動計画で定める発生段階を府行動計画で示されている発生段階とし、各段階で定められた対策を実施することとする。

なお、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言が発出された場合には、対策の内容も変更することに留意が必要である。

国・府・本市行動計画の発生段階分類表と基準

NO	基準	本市	府	国
1	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期	未発生期	未発生期
2	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	府内未発生期	府内未発生期	海外発生期
3	国内のいずれかで新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、府内では発生していない状態			国内発生早期
4	府内で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態（全ての患者の接触歴を疫学調査で追える）			
5	患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態	府内感染期	府内感染期	国内感染期
6	患者の発生が減少し、低い水準にとどまっている状態	小康期	小康期	小康期

9 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- ① 国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を適切に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ② 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ③ 国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部において基本的対処方針を決定する。

(2) 近隣府県及び関西広域連合の役割

- ① 近隣府県及び関西広域連合は、感染拡大を防止し、社会機能を維持するため、必要に応じ、相互に連携して、外出制限や施設の使用制限等における基準づくりや啓発、広報等、府県の行政区域を超えた広域的対応を図るよう調整することが望まれる。

(3) 府の役割

- ① 府は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針等に基づき、地域の医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断が求められる。
- ② 府は、新型インフルエンザ等発生前は、政府行動計画、政府ガイドライン等を踏まえ、医療の確保、感染拡大防止対策等の対策に関し、府内の実情に応じた行動計画等を作成するなど事前の準備を進める。
- ③ 府は、新型インフルエンザ等の発生時には、府対策本部を設置し、基本的対処方針等を踏まえ、府内の状況に応じて判断を行い、府行動計画等に基づき、対策を実施する。
- ④ 府は、府内に緊急事態宣言が発出されたときは、国や市町村と連携し、必要に応じて、緊急事態措置を適切に講じる。

- ⑤ 府は、市町村及び指定地方公共機関等と緊密な連携を図るとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

(4) 本市の役割

- ① 本市は、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、要配慮者への支援に関し、基本的対処方針等を踏まえ、本市行動計画等に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、府や近隣の市町村と緊密な連携を図る。
- ② 本市は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画や府行動計画等を踏まえ、住民の生活支援等の市が実施主体となる対策に関し、本市の実情に応じた行動計画等を作成するなど、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。
- ③ 本市は、新型インフルエンザ等の発生後、府が対策本部を立ち上げた際には、八尾市新型インフルエンザ等危機管理対策本部（以下「危機管理対策本部」という。）を設置し、緊急事態宣言が発出されたときは危機管理対策本部に代わり、本市対策本部を立ち上げ、国及び府における対策全体の基本的な方針を踏まえ、市内の状況に応じて対策を進める。
- ④ 本市は、搬送体制を整備するとともに、府が緊急事態措置を講じる際には、適切に連携・協力する。
- ⑤ 本市は、保健所設置市であり、感染症法上、地域の医療体制の確保やまん延防止に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められることから、府と医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておくとともに、以下の保健所の役割を果たす必要がある。

<保健所の役割>

- ① 地域における対策の中心的役割を担い、所管内医療機関等と連携して情報の収集・提供、感染拡大の抑制等に取り組む。
- ② 新型インフルエンザ等の発生前には、所管内の状況に応じた関係機関との連携体制の整備や保健所内の体制づくり等事前の準備を行う。
- ③ 保健所は、新型インフルエンザ等の発生時には、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会をはじめ、指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関、公的医療機関及び新型インフルエンザ等協力医療機関（以下「協力医療機関等」という。）、消防、警察、社会福祉協議会等の関係者からなる保健所管内関係機関対策会議（以下「関係機関対策会議」という。）を開催し、地域における対策を推進する。

④ 府内発生早期には、積極的疫学調査の実施とともに、病原性等の把握のための情報収集を行う。

⑤ 速やかに適切な医療の提供が行われるよう、管内の医療機関と緊密な連携を図り、必要な支援や調整を行う。

(5) 医療機関の役割

医療機関（歯科医療機関を含む。以下同じ。）は、新型インフルエンザ等発生前には院内感染対策や必要となる医療資器材の確保に努めるとともに、発生時において、継続して医療を提供するため、新型インフルエンザ等患者及び疑い患者（以下「患者等」という。）の診療体制も含めた、診療継続計画の作成やシミュレーションを行う等事前の準備に努める。

① 感染症指定医療機関（感染症法第 38 条）

府内発生早期においては、積極的に患者等を受入れ、適切に医療の提供を行う。

② 協力医療機関等

帰国者・接触者外来の開設や新型インフルエンザ等患者の積極的な受入れ等適切に医療の提供を行う。

③ 一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての一般の医療機関を指す。以下同じ。）

府内感染期においては、院内感染防止対策を行い、新型インフルエンザ等患者を受け入れ、適切に医療の提供を行う。

④ 歯科医療機関

歯科を標榜していない病院と連携し、人工呼吸器を装着している新型インフルエンザ等患者の口腔ケアを行うとともに、歯科救急の実施をはじめ適切に歯科医療を提供する。

(6) 指定（地方）公共機関の役割

① 指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

② 指定（地方）公共機関は、あらかじめ業務計画を作成するとともに、必要物品の備蓄等を行い、発生時の業務の推進に備える。

(7) 登録事業者の役割

- ① 特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務、又は市民生活及び市民経済に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣が登録する者（以下「登録事業者」という。）は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の生活を維持するため、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や事業継続に向けて、事前準備を積極的に行う。
- ② 新型インフルエンザ等発生時には、事業を継続するよう努める。

(8) 一般の事業者の役割

- ① 事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。
- ② 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から一部の事業を縮小することが望まれる。特に、集客事業を行う者については、感染防止のための措置を徹底することが求められる。

(9) 市民の役割

- ① 新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいて行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- ② 発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

10 医療提供等における府との役割分担の考え方

府行動計画では、特措法制定を契機に府と保健所設置市との役割分担を整理したことから、本市行動計画においても、その役割分担を明記する。

(1) 情報収集・提供

① サーベイランス

府内の感染状況の把握及び公表については、分かりやすく情報提供するという観点から、以下のとおり、大阪府感染症情報センター（以下「情報センター」という。）において府域一元的に対応する。

- ・府内未発生期以降小康期までの間で、サーベイランスが強化される期間内において、府及び保健所設置市は、所管する保健所を経由して、患者全数、学校サーベイランスにより収集した新型インフルエンザ等発生情報を、毎日、情報センターに報告する。ただし、定点、入院サーベイランスは週報とする。
- ・患者全数は1日2回、学校サーベイランスの情報は、1日1回情報センターに報告し、情報センターにおいて集約・分析、公表する。
- ・発生状況の公表はホームページにおいて、情報センターが府内全域分について行い、保健所設置市は市域内分について行う。

② 情報提供

- ・府は府内全域分、保健所設置市は市域分の状況について情報提供する。
- ・報道提供を行う際には、相互に連携し、同時刻に同時点の情報を提供する。
- ・感染拡大時期に患者発生数を報道提供する際には、毎日2回、定刻に提供する。
- ・記者会見、ブリーフィング等の実施は府に一元化するが、府内初発例や死亡事案、大規模感染等重大事案については、府と調整のうえ、保健所設置市においても同時に実施する。
- ・記者会見等の実施に当たっては、国や府との連携について十分留意する。

(2) まん延防止

- ・感染症法に基づき実施する9項目（P18参照）については、大都市特例により、府及び保健所設置市が実施する。
- ・特措法第24条第9項に基づく、府対策本部長の権限である公私の団体又は個人に対する協力要請、及び第45条に基づく特定都道府県知事の権限である市民に対する外出の自粛、施設等の使用制限等にかかる要請等は、必要に応じ保健所設置市の意見を聴取し、府が実施する。

(3) 医療体制の整備

- ・感染症法第38条第2項に基づく、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関の指定及びこれに付随する事務は、府が実施する。

- ・特措法第2条第7項に基づく指定地方公共機関（医療機関）の指定及びこれに付随する事務は、事前に保健所設置市と情報交換等を行い、府が実施する。
- ・特措法第31条に基づく医療等の提供にかかる要請又は指示及びこれに付随する事務は、府が実施する。
- ・特措法第48条に基づく臨時の医療施設を開設するときは、府が保健所設置市と協議し、その協力のもとに府が実施する。
- ・帰国者・接触者外来、入院医療機関の整備は、府及び保健所設置市が、それぞれ保健所の所管区域内について、府が登録する協力医療機関をベースに実施する。

(4) 府との連携

- ・保健所設置市は、府が特措法第22条第1項に基づく対策本部を立ち上げたときは、速やかに対策本部（任意の対策本部を含む。）を立ち上げられるよう体制を整備する。
- ・府は、新型インフルエンザ等発生前から保健所設置市との連携を強化するため、適宜、連絡会議を開催する。

(5) 特措法における保健所が担う主な役割

- ・特措法に基づき、保健所設置市が所管する保健所が担う役割は、概ね府保健所と同様とする。
- ・保健所の所管区域を超えて調整が必要な場合（保健所間での水平連携が可能な場合はできる限り当事者間で調整）や、他部局所管事業との連携が必要な場合には、府及び本市の担当各課が必要な情報の提供や調整等を行う。

保健所の役割の概要	
保健所の所管区域内における体制整備	
関係機関対策会議の設置	・保健所は、関係機関対策会議を設置し、所管区域内の実情に応じた医療や搬送体制の整備を推進するとともに、庁内関係部局や医療関係団体等地域の関係者と情報共有及び連携体制を構築する。
事前の整備	
帰国者・接触者外来の設置に関すること	・帰国者・接触者外来（概ね、人口10万人に1か所）を設置する医療機関や臨時に外来を開設することができる公共施設等のリストを作成する。
府内感染期における医療の確保に関すること	・保健所の所管区域内の医療機関における、入院可能病床数（定員超過入院病床数を含む。）を把握し、府内感染期以降に重症者の入院に使用可能な病床数を確認する。 ・一般の医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請する。 ・院内感染防止に関する情報を提供する。
病診連携、病病連携の構築の推進に関すること	府内感染期において、医療の提供が適切に行えるよう保健所の所管区域内の医療機関の連携体制構築を推進する。 【参考：病診連携等の想定例】 ・地域の中核的医療機関の診療に他の医療機関の医師が協力する病診連携等 ・軽症患者は診療所、重症患者は病院という役割分担の調整 ・病床が不足した医療機関から受入可能な医療機関への患者誘導調整 ・ハイリスク患者（妊産婦、透析患者等）への対応 ・公的医療機関等による入院の優先的受入
在宅療養の支援体制の構築に関すること	【参考：支援内容の想定例】 ・発生時における、在宅療養者への訪問診療の確保 ・医療機関の収容能力を超えた場合、軽症の患者を在宅療養に切り替えたときの訪問診療の確保支援
臨時の医療施設の設置に関すること	・医療機関の収容能力を超えたときに備え、医療施設以外の施設での医療の提供体制（施設・人員等）について検討し、府や医療機関等と調整を図る。
その他	・がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて、原則として新型インフルエンザ等の初診患者を受け入れない医療機関の設定を検討する。

	・保健所の所管区域内の社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
発生期における役割	
サーベイランスに関すること	・季節性インフルエンザについて行っている患者発生（定点）、ウイルス、入院、学校サーベイランスは、府内未発生期以降、追加、強化される。保健所はそれらの情報の一部を毎日、もしくは1日2回情報センターへ報告する。
帰国者・接触者外来に関すること	・事前に準備したリストに基づき、医療機関に対し帰国者・接触者外来の開設について連絡する。 ・開設に必要な物品等を配布する。
府内発生早期以降における感染症法に係る対応	以下の9項目について、各発生段階において選択的に実施する。 ①健康監視（積極的疫学調査・検体搬送等含む。）（第15条、第44条の3） ②検疫所長との連携・健康監視（第15条の2、3） ③健康診断（第17条） ④就業制限（第18条） ⑤入院勧告（第19条、第20条） ⑥移送（第21条） ⑦消毒（第27条） ⑧汚染の疑いのある物件に係る措置（第29条） ⑨死体の移動制限等（第30条）
府内感染期における医療体制に関すること	・病診連携・病病連携等への支援 ・在宅療養の支援 ・臨時の医療施設の設置に関する調整
抗インフルエンザ薬の予防投与	・府内未発生期においては、府が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、予防投与を行う。 ・府内発生早期においては、同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。

11 本市行動計画の主要6項目及び横断的留意点

政府行動計画及び府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を立案している。

本市行動計画においても、政府行動計画及び府行動計画との整合性を確保し、以下の6項目を主要な対策として位置付ける。

- (1) 実施体制
- (2) 情報収集・サーベイランス
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 医療
- (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

なお、各項目の対策については、発生段階ごとに示すこととし、本項では横断的な留意点について記す。

(1) 実施体制

- ① 取組体制を整備・強化するために、八尾市新型インフルエンザ等対策庁内検討委員会が中心となって、本市行動計画に基づく各業務要領等の作成、初動対応体制の確立や情報共有、発生時に備えた事前対策を行う。また、庁内各部局においては、府や関係機関等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。
- ② 新型インフルエンザ等の発生・流行に伴い、市民の健康被害や社会的・経済的被害が予想されることから、本市は各発生段階に応じて、本市対策本部及び八尾市危機管理対策要綱（以下「危機管理対策要綱」という。）に基づく組織を設置し、新型インフルエンザ等対策の管理体制を確立する。
- ③ 国内で新型インフルエンザ等の発生が確認され、国及び府において対策本部が設置された場合は、市長を本部長とする危機管理対策本部を設置する。
なお、国により緊急事態宣言が発出されたときは、庁内一体となった対策を強力に推進するため、特措法第34条に基づき、速やかに市長を本部長とする本市対策本部を設置する。
- ④ 本部長は、本市対策本部に必要な応じて有識者等の出席を求め、専門的意見を聴取する。

(2) 情報収集・サーベイランス

新型インフルエンザ等対策を適時適切に、効果的に実施するためには、多様なサーベイランスにより、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。

なお、新感染症に対するサーベイランスは現時点では行われていないため、本項目では、新型インフルエンザに限って記載する。

- ① 海外で発生した時期（府内未発生期）から国内の患者数が限られている期間（府内発生早期）は、患者の臨床像等の特徴を把握する必要があるため、患者の全数把握等サーベイランス体制の強化を図り、積極的な情報収集・分析を行う。
- ② 国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像の情報が蓄積された時点（府内感染期）では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。
- ③ サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

(3) 情報提供・共有

① 目的

- a 市民生活に重大な影響を及ぼす危機管理上の重要な課題という認識を共有し、国、府、本市、医療機関、事業者、個人の各々が自らの役割を認識するとともに、十分な情報をもとに判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、各主体間等でのコミュニケーションが必須である。
- b 新型インフルエンザ等発生時において、誹謗中傷や風評被害の原因にならないように情報を提供するため、一方向による情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け手の反応の把握までも含むことに留意する。
- c 誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

② 情報提供手段の確保

外国人、障がい者、高齢者等に配慮し、分かりやすく、正確かつ迅速に情報が伝わるよう情報提供に取り組むとともに、インターネットを含めた多様な媒体を用いて情報提供を行う必要がある。

③ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生した時に市民等が正しく行動できるよう、予防的対策として発生前においても新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民や医療機関、事業者等に情報提供し、十分に認識してもらうことが必要である。特に、児童生徒等に対しては、学校・保育施設等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係各部署が連携、協力して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

④ 発生時における市民等への情報提供及び共有

a 発生時の情報提供

- ・新型インフルエンザ等発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。
- ・市民への情報提供に当たっては、媒体の中でもテレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠であることから、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。
- ・誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、医療関係機関や専門家と連携・協力して、早期に個々に打ち消す情報を発信する必要がある。
- ・媒体の活用に加え、本市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、広報紙やホームページ等を活用する。

b 市民の情報収集の利便性向上

- ・市民が容易に情報収集できるよう、関係省庁の情報・府や本市の情報・指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて集約し、総覧できるサイトを開設する。

⑤ 情報提供体制

- a 情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を整備する。

- b 対策の実施主体となる部局等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、本市対策本部等が調整する。

- c コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域拠点を活用し、市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、以後の情報提供に活かす。

(4) 予防・まん延防止

① 目的

流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保するとともに、流行のピーク時の受診患者数等の増加を抑制し、入院患者数を最小限にとどめることにより、医療体制の破綻を回避し、市民に必要な医療を適切に提供する体制を維持することを目的とする。

② 主なまん延防止対策

a 個人における対策

- ・未発生期から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及を図る必要がある。
- ・府内発生の初期段階では、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行う。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、府による不要不急の外出の自粛要請の取組等に適宜協力する。

b 地域・職場における対策

- ・府内発生の初期段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- ・府では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。本市は、その取組等に適宜協力する。

③ 予防接種

新型インフルエンザ対策におけるワクチンには、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。プレパンデミックワクチンについては、国において、一定量の備蓄が行われているが、プレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。パンデミックワクチンについては、新型インフルエンザ発生後、国が研究・開発することとなっているが、その製造に一定期間を要すること等から、ワクチンが確保されるまでの感染拡大防止策等については、今後、作成する業務要領等において整備していく。なお、新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

A 特定接種

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

a 対象となり得る者

- ・登録事業者のうち、一定の業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

b 接種順位

登録事業者及び公務員の接種順位の考え方については、国は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、事前に整理しているが、危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生時の社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部が決定する。

- ① 医療関係者
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③ 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ④ それ以外の事業者

c 接種体制

- ・登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、原則として集団的接種により接種を実施する接種体制の構築が登録の要件とされる。
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員については、本市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を整備する。

B 住民接種

a 特措法において、緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が発出されている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

b 一方、緊急事態宣言が発出されていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

c 住民に対する予防接種については、本市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

【参考：国における住民接種の接種順位の考え方】

住民接種の接種順位については、政府行動計画に基づき、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しているが、緊急事態宣言が発出されている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

① 医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

② 小児

1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。

③ 成人・若年者

④ 高齢者

ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる65歳以上の者

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、一方で、緊急事態宣言が発出された場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、さらに、これら双方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な見解を踏まえ決定される。

a 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

b 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

c 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

(5) 医療

① 基本的考え方

- ・新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増加が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には限界があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。
- ・地域の医療体制の整備に当たっては、指定地方公共機関である医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。
- ・府内感染期には、一般の医療機関においても新型インフルエンザ等患者に対する医療の提供を行うことから、医療関係者に対し、感染症に関する研修を行うなど人材育成に努めるとともに、医療機関に対して院内感染対策について情報提供を行う等受入体制の充実を図る必要がある。

② 発生前における医療体制の整備

- ・府との適切な役割分担のもと、保健所圏域等を単位とし、保健所を中心として、地域の関係者と密接に連携を図りながら本市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- ・あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する予定の医療機関等のリストを作成し、設置の準備を行い、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

③ 発生時における医療体制の維持・確保

- ・府内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、患者等を感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等に入院させる。このため、保健所は、感染症病床等の利用について事前に発生時の入院体制を検討しておく。
- ・新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、府内発生早期までは、医療機関に依頼して帰国者・接触者外来を設置し、診療を行う。
- ・並行して、本市は、帰国者・接触者相談センターを設置し、帰国者・接触者外来等の医療体制について情報提供を行う。
- ・新型インフルエンザ等の患者が、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、全医療機関において、院内感染対策を講じる。
- ・医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行うこととし、万が一、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
- ・府内感染期に移行したときは、帰国者・接触者外来を設置する診療体制から、一般の医療機関での診療体制に切り替える。
- ・患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽傷者は在宅療養に振り分ける等、医療体制の確保を図る。その際、感染症指定医療機関以外の医療機関や臨時の医療機関等に患者を入院させることができるよう、保健所において、事前に管内の状況を把握し、感染拡大期における活用方策について検討するとともに、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。
- ・医療分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であることから、医師会・病院等の関係機関のネットワークを活用することが重要である。
- ・既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては、関係機関と連携し、府と協力して臨時の医療施設の設置や災害医療に準じた体制を確保する必要がある。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限にするため、本市をはじめ、府、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等は特措法に基づき、事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

Ⅲ 新型インフルエンザ等の発生段階別対策

1 未発生期

【状態】

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態

【目的】

- ・ 発生に備えて体制の整備を行う。
- ・ 市内発生の早期確認に努める。

【対策の考え方】

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本市行動計画等を踏まえ、国及び府、関係団体との連携を図り、対応体制の整備や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

① 行動計画等の作成

本市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画及び各業務要領等を作成し、必要に応じて見直す。

(危機管理課・健康まちづくり部・関係部局)

② 体制の整備及び連携の強化

- a 本市は、庁内の取組体制を整備・強化するために、八尾市新型インフルエンザ等対策庁内検討委員会が中心となって、初動対応体制の確立や情報共有、発生時に備えた事前対策を行う。

(危機管理課・健康まちづくり部・関係部局)

- b 本市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から府及び指定地方公共機関と連携し、情報の交換、連携体制の確認、訓練を行う。

(危機管理課・健康まちづくり部)

- c 本市は、府の支援を受けて、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門家、職員等を養成する。

(健康まちづくり部)

- d 本市は、府が対策本部を立ち上げたときに備えて、速やかに危機管理対策本部を立ち上げられるよう体制を整備する。 (危機管理課・健康まちづくり部)

(2) 情報収集・サーベイランス

① 情報収集

本市は、海外で発生している新型インフルエンザ等の動向把握、情報収集に努める。
(健康まちづくり部)

② インフルエンザに関する通常のサーベイランス

本市は、市内のインフルエンザの感染状況を把握するため、日ごろから医療機関等の協力のもと季節性インフルエンザに対するサーベイランスを実施する。

a 患者発生サーベイランス（定点サーベイランス）

インフルエンザに関して、市内の指定届出機関（インフルエンザ定点医療機関）から患者発生の動向調査を行い、市内の流行状況について把握するとともに、情報センターを経由して国立感染症研究所にデータを送付し、全国的な流行状況の把握に寄与する。
(健康まちづくり部)

b ウイルスサーベイランス

市内の病原体定点医療機関の協力のもと、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握するとともに、大阪健康安全基盤研究所を経由して国立感染症研究所にデータを送付し、国内におけるウイルスの性状の把握に寄与する。
(健康まちづくり部)

c 入院サーベイランス

インフルエンザによる入院患者及び死亡者数の発生動向を調査し、市内における重症化の状況を把握するとともに、情報センターを経由して国立感染症研究所にデータを送付し、国内における重症化の状況の把握に寄与する。
(健康まちづくり部)

d 学校サーベイランス

市内の認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級閉鎖、学年閉鎖、休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大の早期探知に努めるとともに、情報センターを経由して国立感染症研究所にデータを送付し、国内における感染拡大の早期探知に寄与する。なお、実施期間は国の通知に基づく。
(こども未来部・教育委員会)

③ 調査研究

本市は、新型インフルエンザ等の府内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国及び府との連携等の体制整備を図る。(健康まちづくり部)

(3) 情報提供・共有

① 継続的な情報提供

- a 本市は、市民等が発生に対する備えに努め、発生時に適切な行動を取るための基本知識を身につけられるよう、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行い、市民等の理解を深めることに努める。また、外国人、障がい者、高齢者等に配慮し、正確に情報が伝わるよう情報提供に取り組む。

(健康まちづくり部)

- b 本市は、マスク着用・手洗い・うがい・咳エチケット等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

(健康まちづくり部)

② 体制整備等

- a 本市は、新型インフルエンザ等の発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供を行うため、以下について検討し、あらかじめ想定できるものは決定する。また、外国人、障がい者、高齢者等に配慮し、分かりやすく、正確かつ迅速に情報が伝わるよう情報提供の手法を検討する。

- ・提供内容：対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性とに十分配慮した内容、対策の実施主体の明確化

- ・広報媒体：広報紙・ホームページ等の本市広報媒体の活用やマスメディアの活用
他、情報の受け手に応じて、利用可能な複数の媒体・機関等の活用

(総務部・健康まちづくり部)

- b 本市は、常に情報の受け手の反応や必要としている情報を把握し、さらなる情報提供に活かす体制を整備する。

(健康まちづくり部)

- c 本市は、府や関係機関等とのメールや電話の活用、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらに、インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。

(危機管理課・健康まちづくり部)

- d 本市は、府の要請により、新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。

(健康まちづくり部)

(4) 予防・まん延防止

① 対策実施のための準備

A 個人における対策の普及

本市、学校・保育施設、福祉施設、事業者等は、基本的な感染予防対策や発生期における感染対策についての知識の普及、理解の促進を図る。

a 基本的な感染予防対策例

- ・マスク着用
- ・咳エチケット
- ・手洗い
- ・うがい
- ・人混みを避ける等

b 発生時において、自ら感染が疑わしい場合の基本的な感染対策例

- ・帰国者・接触者相談センターに連絡する。
- ・感染を広げないように不要不急な外出を控える。
- ・マスクの着用・咳エチケット等の感染対策を行う。

c 本市は、府に協力して、緊急事態宣言発出時における不要不急の外出自粛要請等の感染拡大防止対策について、市民の理解促進を図る。

(関係部局)

B 地域対策及び職場対策の周知

a 本市は、新型インフルエンザ等の発生時に実施する、個人における対策のほか、職場における感染防止対策（季節性インフルエンザ対策と同様）について周知準備を行う。
(健康まちづくり部)

b 本市は、緊急事態宣言発出時における府が実施する施設の使用制限の要請等の対策について周知準備を行う。
(健康まちづくり部)

c 本市は、その他発生時等の感染対策について、国及び府の情報を共有し、適時提供する。
(健康まちづくり部)

② 水際対策

本市は、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、検疫の強化が図られるとともに、保健所において入国者（航空機同乗者等）に対して健康観察、疫学調査を行うこととなるため、平時から検疫所との間で訓練や研修会を実施するなど連携を図る。
(健康まちづくり部)

③ 予防接種

A ワクチンの生産等に関する情報の収集

本市は、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

(健康まちづくり部)

B 特定接種

a 本市は、厚生労働省が行う登録事業者の登録に協力する。(関係部局)

b 本市は、特定接種の対象となる職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制を整備する。(総務部・健康まちづくり部)

C 住民接種

a 本市は、国及び府の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、本市の区域内に居住する者に対し、速やかに接種することができるよう、医師会、医薬品卸業者等の事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。(健康まちづくり部)

b 本市は、円滑な接種の実施のために、国及び府の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本市域以外の市町村における接種を可能にするよう努める。(健康まちづくり部)

(5) 医療

① 地域医療体制の整備

a 本市は、保健所を中心として、関係機関対策会議において、関係機関と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療や搬送体制等を整備する。

(健康まちづくり部・消防本部・市立病院)

b 本市は、発生時において、帰国者・接触者外来の開設や入院患者を受け入れる医療機関を確保するため、医療体制を整備する。(健康まちづくり部)

c 本市は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備等感染防止対策を進めるよう要請する。

(健康まちづくり部)

② 府内感染期に備えた医療の確保

以下の点に留意して、府内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- a 本市は、国及び府と連携して、保健所を通じ、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成支援に努める。
(健康まちづくり部)
- b 本市は、地域の実情に応じ、保健所を通じ、感染症指定医療機関や協力医療機関のほか、指定地方公共機関を含む中核的医療機関又は公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
(健康まちづくり部)
- c 本市は、保健所を通じ、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握し、府と共有する。
(健康まちづくり部)
- d 本市は、保健所を通じ、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、府が臨時の医療施設等で医療を提供することを検討するに当たって協力する。
(健康まちづくり部)
- e 本市は、保健所を通じ、府が行う臨時の医療施設等として転用できる施設の調査及びリスト化の検討に協力する。
(健康まちづくり部)
- f 本市は、地域の医療機能維持の観点から、保健所を通じ、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定を検討する。
(健康まちづくり部)
- g 本市は、保健所を通じ、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
(健康まちづくり部)

③ 研修等

本市は、国及び府と連携し、医療従事者等関係者に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。
(健康まちづくり部)

④ 医療資器材の整備

- a 本市は、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄、整備する。
(健康まちづくり部)

b 本市は、医療機関が必要な医療資器材を整備するよう要請する。

(健康まちづくり部)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 要配慮者への生活支援

本市は、府内感染期における高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、府と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続きを定める。

(地域福祉部・健康まちづくり部・こども未来部・人権文化ふれあい部)

② 火葬能力等の把握

本市は、国及び府と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(地域福祉部・経済環境部)

③ 物資及び資材の備蓄等

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備等を整備する。

(健康まちづくり部・関係部局)

2 府内未発生期

【状態】 ・海外で新型インフルエンザ等が発生、もしくは、国内のいずれかの地域で発生した状態 ・府内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状態
【目的】 ・新型インフルエンザ等の侵入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。 ・市内の発生に備えて体制の整備を行う。
【対策の考え方】 ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 ・対策の判断に役立てるため、国・府等と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ・市内で発生した場合には早期に発見できるよう、市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 ・医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

① 八尾市新型インフルエンザ等対策部局等本部の設置

本市は、必要に応じて、危機管理対策要綱に基づく八尾市新型インフルエンザ等対策部局等本部（以下「部局等本部」という。）を設置し、同会議において部局の対応を協議し必要な対策を講じる。特に、健康まちづくり部は、国及び府の状況等に応じて速やかに部局等本部を設置し、同部が中心となって発生情報の収集及び関係機関（団体）への情報提供に努めるとともに、部内の対策について協議を行っている。

（関係部局）

② 八尾市新型インフルエンザ等危機管理対策連絡会の開催

本市は、新型インフルエンザ等に関する情報の共有化や市民からの相談及び情報提供等を円滑に推進するため、危機管理対策要綱に基づく部局危機管理担当で構成する八尾市新型インフルエンザ等危機管理対策連絡会（以下、「危機管理対策連絡会」という。）を必要に応じて開催する。

また、各部局は、各部局連携が必要な事案が発生した場合は、危機管理監に対し、危機管理対策連絡会の開催を要請することができる。

（全部局）

③ 関係機関対策会議の開催

本市は、関係機関対策会議を開催し、府内発生に備えた対策を確認するとともに、対策準備に着手する。

（健康まちづくり部）

④ 危機管理対策本部の設置

本市は、国内で新型インフルエンザ等の発生が確認され、国及び府において対策本部が設置された場合は、危機管理対策要綱に基づく危機管理対策本部を設置する。本部長は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じて、危機管理対策本部会議を開催し、府内発生早期の対応を確認する。

（危機管理課・健康まちづくり部・関係部局）

⑤ 本市は、海外において罹患した場合の症状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザが発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。

（健康まちづくり部）

(2) 情報収集・サーベイランス

① 情報収集

本市は、国内外で発生している新型インフルエンザ等の動向把握、情報収集に努める。

（危機管理課・健康まちづくり部）

② サーベイランス体制の強化

本市は、市内における感染を速やかに探知できるよう、海外発生段階から、あらかじめ常時サーベイランスの体制を強化する。

また、サーベイランスに異変がある場合には、医療機関等から保健所等に報告を求めるとともに、その原因等について迅速に調査を行う等、体制を強化する。

a 患者発生サーベイランス（定点サーベイランス）

定点医療機関におけるインフルエンザの患者数を把握することにより、インフルエンザ全体の発生状況から感染拡大の動向を把握する。（健康まちづくり部）

b 強化ウイルスサーベイランス

新型インフルエンザが発生した場合、通常のウイルスサーベイランスに加え、強化学校サーベイランス及び全数把握患者等でのウイルス検査を大阪健康安全基盤研究所に依頼することで、速やかに抗原性や抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べ、また病原性の変化をチェックできるようにする。（健康まちづくり部）

c 入院サーベイランス

インフルエンザ様症状を呈して入院した患者の検体を検査することで、新型インフルエンザと診断された入院患者を把握し、重症患者の発生状況や病原性の変化等を見極められるようにする。（健康まちづくり部）

d 強化学校サーベイランス

通常の学校サーベイランスの報告施設を大学にまで拡大し（国内感染期では中止）、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数を把握する。また、集団発生の報告があった場合は、可能な限り集団発生ごとの患者の検体を採取し、患者や医療機関の協力を得てPCR検査等を行う。（こども未来部・教育委員会）

e 全数把握の開始

新型インフルエンザ患者を早期に発見し、発生当初の新型インフルエンザの拡大を防ぐとともに、患者の臨床像等の特徴を把握するため、医療機関に新型インフルエンザ患者の届出を求め、全数把握を開始する。（健康まちづくり部）

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

a 本市は、市民に対して、以下について留意しつつ、詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供し、注意喚起を行う。

- ・提供内容：海外での発生状況、現在の対策、府内で発生した場合に必要な対策等（対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体の明確化）
- ・広報媒体：テレビやラジオ、新聞等のマスメディアの活用
- ・直接提供：本市ホームページや総覧できるサイト等の複数の手段を利用

（総務部・健康まちづくり部）

b 本市は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、下記について周知する。

- ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること
- ・ 個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）

（総務部・健康まちづくり部）

c 本市は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて危機管理対策本部等において調整する。

（危機管理課・健康まちづくり部・関係部局）

② 情報共有

危機管理対策本部等は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口での情報を庁内各部と共有する。

（危機管理課・健康まちづくり部）

③ 相談窓口等の設置

a 本市は、府からの要請に応じ、国等が作成したQ & A等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行う。

（健康まちづくり部）

b 本市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、以後の情報提供に反映する。

（健康まちづくり部）

(4) 予防・まん延防止

① 市内での感染拡大防止策の準備

a 本市は、未発生期に引き続き、市民等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染予防対策や国内発生期における感染対策について普及・啓発する。

（関係部局）

b 本市は、国及び府と相互に連携し、保健所を通じ、府内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく以下の準備を進める。

- ・ 患者への対応（治療・入院措置等）
- ・ 患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）

（健康まちづくり部）

- c 本市は、国及び府と相互に連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。
(健康まちづくり部)

② 感染症危険情報の発出等

本市は、国が発出した感染症危険情報を受け、府及び関係機関と協力し、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。
(健康まちづくり部)

③ 水際対策

a 検疫所との連携強化

本市は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、検疫所において海外渡航者に対する検疫が実施され、感染者の発見と隔離、濃厚接触者の停留と健康観察が行われることから、停留施設の確保に係る情報提供などに協力するとともに、保健所において航空機同乗者等の健康観察などの対策を行う。

(健康まちづくり部)

④ 予防接種

a ワクチンの生産・流通等に関する情報の収集

本市は、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産・流通の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。
(健康まちづくり部)

b 特定接種

- ・本市は、府等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。
- ・本市は、国及び府と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、あらかじめ接種対象者として決定した市職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(総務部・健康まちづくり部)

c 住民接種

本市は、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づく、市民に対する予防接種について、業務要領等により、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

(健康まちづくり部)

(5) 医療

① 新型インフルエンザ等の症例定義

本市は、国が示す新型インフルエンザ等の症例定義を関係機関に周知する。

(健康まちづくり部)

② 帰国者・接触者相談センターの設置・周知

a 本市は、帰国者・接触者相談センターを設置する。 (健康まちづくり部)

b 本市は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。 (健康まちづくり部)

③ 医療体制の整備

本市は、保健所を通じ、以下の医療体制を整備する。

a 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性が、それ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うため、あらかじめ指定する医療機関に対し、帰国者・接触者外来を開設するよう要請する。

(健康まちづくり部)

b 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、医師会等の協力を得て、全医療機関において院内感染対策を講じるよう要請する。

また、府内感染期における一般の医療機関での診療開始に備え、院内感染防止策を講じるよう要請する。 (健康まちづくり部)

c 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ、新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。 (健康まちづくり部)

d 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を大阪健康安全基盤研究所等に搬送し、大阪健康安全基盤研究所等は亜型等の同定を行う。国立感染症研究所は、それを確認する。 (健康まちづくり部)

e 感染者の入院治療に対応するため、感染症指定医療機関や協力医療機関等に患者の受け入れのための準備を要請する。 (健康まちづくり部)

- f 感染が拡大して重症者が増えた場合に備えて、一般の医療機関においても院内感染対策を講じた入院病床を確保しておくことが必要であることから、保健所において、どれだけの受入可能な病床数が確保できるかを把握するとともに、地域の医療機関に対して、受入数の拡充について協力を求める。

(健康まちづくり部)

- g 透析患者や妊婦、小児など、特に重症化しやすいハイリスク層の専門治療が可能な受入医療機関をあらかじめ把握する。

(健康まちづくり部)

④ 医療機関等への情報提供

- 本市は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関に迅速に提供する。

(健康まちづくり部)

⑤ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与

- 本市は、国及び府と連携し、保健所において、府が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用し、患者の同居者、医療従事者に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

(健康まちづくり部)

⑥ 患者の搬送・移送体制の確立

- a 本市は、保健所を通じ、市内での患者発生に備えて、消防本部と情報共有を図るとともに、患者の搬送・移送体制の確立を図る。

(健康まちづくり部・消防本部)

- b 本市は、救急隊員については、新型インフルエンザ等ウイルスに曝露する可能性が高いことから、感染拡大防止及び救急搬送体制の維持の観点から、保健所を通じ、必要な場合には、抗インフルエンザウイルス薬を予防投与できるよう準備を行う。

(健康まちづくり部・消防本部)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 事業者の対応

- 本市は、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施するための準備について、関係団体等を通じて事業者にも要請する。

(経済環境部)

② 遺体の火葬・安置等

- 本市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(地域福祉部)

③ 市民及び関係機関への対応

- a 本市は、市民に対して、食料品、生活必需品等の購入に当たっての適切な行動を呼びかける。（経済環境部）

- b 本市は、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように、関係団体等に要請する。（経済環境部）

- c 本市は、市民に対して、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。（健康まちづくり部）

3 府内発生早期

【状態】 ・府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
【目的】 ・市内での感染拡大をできる限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。
【対策の考え方】 ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。 ・政府対策本部が府に対し緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。 ・個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、医療体制や感染拡大防止策について、市民への積極的な情報提供を行う。 ・国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報を収集するとともに、府内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 ・府内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

- ① 本市は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ危機管理対策本部会議を開催して、発生時の初動対応、感染拡大防止対策等速やかに事案対応を行うとともに、府内（市内）で発生が確認された際には、府と連携し、対策の強化を図る。
(危機管理課・健康まちづくり部・関係部局)
- ② 本市は、国により緊急事態宣言が発出された場合は危機管理対策本部に代わり、特措法第34条の規定に基づき、本市対策本部を設置するとともに、国の基本的対処方針、府行動計画及び本市行動計画に基づき必要な対策を実施する。
(危機管理課・健康まちづくり部・関係部局)

<補足>

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域については、都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し、早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

③ 関係機関対策会議の開催

本市は、関係機関対策会議を開催し、対策の強化を図る。 (健康まちづくり部)

(2) 情報収集・サーベイランス

① 情報収集

本市は、国及び府からの新型インフルエンザ等の対策に関する情報を積極的に収集する。 (危機管理課・健康まちづくり部)

② サーベイランス体制の強化

A 本市は、府内未発生期に引き続き、医療機関等の協力を得て、以下のサーベイランスを実施する。

a 患者発生サーベイランス (定点サーベイランス) (健康まちづくり部)

b 強化ウイルスサーベイランス (健康まちづくり部)

c 入院サーベイランス (健康まちづくり部)

d 強化学校サーベイランス (国内感染期には大学への報告施設の拡大は中止)
(こども未来部・教育委員会)

e 新型インフルエンザ患者の全数把握 (健康まちづくり部)

B 本市は、国が医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のために実施する、新型インフルエンザ等患者の臨床情報の収集に協力する。 (健康まちづくり部)

C 本市は、国から提供されたリアルタイムの国内の発生状況をもとに、国及び府と連携し、必要な対策を実施する。 (健康まちづくり部)

③ 調査研究

本市は、市内で発生した患者について、初期の段階では積極的疫学調査チームを派遣し、国及び府と連携して感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

(健康まちづくり部)

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

- a 本市は、市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・関係機関を活用し、府内外の発生状況と具体的な対策等について、その決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。

(総務部・健康まちづくり部)

- b 本市は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、下記について周知する。

- ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること
- ・ 個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）

(総務部・健康まちづくり部)

- c 本市は、学校・保育施設等や福祉施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

(関係部局)

- d 本市は、患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、あらかじめ決定した基準及び手法により、報道機関等に定期的に公表する。

(総務部)

- e 本市は、感染の拡大を防ぐため、保健所を通じ、必要な患者の情報を関係先に伝達して濃厚接触者の調査や臨時休業の要請を行う。その場合に、可能な限り患者本人（未成年の場合は保護者）の同意を得るよう努めるものとする。

(健康まちづくり部)

② 情報共有

本市対策本部等は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、庁内各部局においても共有する。

(危機管理課・健康まちづくり部)

③ 相談窓口等の体制の充実・強化

- a 本市は、市民からの相談の増加に備え、相談窓口等体制を充実・強化する。また、国等からQ & Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(健康まちづくり部)

- b 本市は、引き続き、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、府や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等を解消するための情報提供を行うとともに、以後の情報提供に反映する。

(健康まちづくり部)

(4) 予防・まん延防止

① 市内での感染拡大防止策

- a 本市は、府内発生早期となった場合には、国及び府と連携し、保健所を通じ、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（積極的疫学調査、外出自粛要請、健康観察等）等の措置を行う。

(健康まちづくり部)

- b 本市は、業界団体等を経由又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・市民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう要請する。

(関係部局)

② 予防接種

A 特定接種

本市は、引き続き、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(総務部・健康まちづくり部)

B 住民接種

市民への接種（予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種）の実施については、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、国が基本的対処方針等諮問

委員会に諮ったうえで決定する。また、市民への接種順位については、国が接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報も踏まえて決定する。

- a 本市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始する。(健康まちづくり部)
- b 本市は、市民に対し、接種に関する情報を提供する。(健康まちづくり部)
- c 接種の実施に当たり、国及び府と連携し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(健康まちづくり部)

府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

a 外出制限

本市は、府により、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底が要請された場合（特措法第45条第1項）、適宜協力する。

(健康まちづくり部・人権文化ふれあい部)

b 施設の使用制限（学校、保育所等）

本市は、府により、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）が要請された場合（特措法第45条第2項）、適宜協力する。

(こども未来部・教育委員会)

c 施設の使用制限等（b以外の施設）

- ・本市は、府により、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底が要請された場合（特措法第24条第9項）、適宜協力する。
- ・本市は、府により、特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底が要請された場合、適宜協力する。

(施設所管部局)

d 住民接種

本市は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(健康まちづくり部)

(5) 医療

① 府内未発生期に引き続いての医療体制の整備

本市は、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制や帰国者・接触者外来における診療体制を継続する。
(健康まちづくり部)

② 患者への対応等

本市は、国及び府と連携し、保健所を通じ、以下の対策を行う。

a 新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関もしくは、協力医療機関等に移送し、入院措置を行う。
この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されていることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
(健康まちづくり部)

b 必要と判断した場合には、大阪健康安全基盤研究所等において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。

全ての新型インフルエンザ患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。
(健康まちづくり部)

c 新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等に移送する。

(健康まちづくり部・消防本部・市立病院)

③ 医療機関等への情報提供

本市は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関に迅速に提供する。
(健康まちづくり部)

④ 一般の医療機関での診療への移行

本市は、患者等が増加してきた場合においては、国の要請に基づき、帰国者・接触者外来での診療体制から一般の医療機関（あらかじめ新型インフルエンザ等の診療を行わないこととする医療機関を除く。）でも診療する体制に移行する。

(健康まちづくり部)

⑤ 抗インフルエンザウイルス薬の使用

府が、抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用について、府内の医療機関に対して要請した場合は、本市においても要請の周知・徹底を行う。

(健康まちづくり部)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 事業者の対応

本市は、従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策を開始するよう関係団体等を通じて市内の事業者にも周知する。

(経済環境部)

② 市民及び関係機関への対応

a 本市は、市民に対して、食料品、生活必需品等の購入に当たっての適切な行動を呼びかける。

(経済環境部)

b 本市は、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように、関係団体等に要請する。

(経済環境部)

府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

a 水の安定供給

本市は、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

(水道局・健康まちづくり部)

b 事業者のサービス水準に係る市民へのよびかけ

本市は、市民に対して、まん延した段階において、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(経済環境部)

c 生活関連物資等の価格の安定等

本市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(経済環境部)

4 府内感染期

【状態】 ・府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ・感染拡大から、まん延、患者の減少に至る時期を含む
【目的】 ・医療体制を維持する。 ・健康被害を最小限に抑える。 ・市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
【対策の考え方】 ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。 ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数なるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 ・医療体制の維持に全力を尽くして、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。 ・欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため、必要な事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 ・医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策を縮小もしくは中止する。

(1) 実施体制

- ① 府では新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態と判断した場合は、国と協議し、府行動計画により必要な対策が行われる。本市は府等と連携して情報を積極的に収集し、必要に応じて、危機管理対策本部会議を開催し、必要な対策について決定する。

(危機管理課・健康まちづくり部・関係部局)

府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

- a 本市は、緊急事態宣言が発出された場合、特措法に基づき、速やかに本市対策本部を設置する。
(危機管理課・健康まちづくり部・関係部局)
- b 本市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。
(危機管理課・健康まちづくり部・関係部局)

(2) 情報収集・サーベイランス

① 情報収集

本市は、引き続き、国及び府からの新型インフルエンザ等の対策に関する情報を積極的に収集する。
(危機管理課・健康まちづくり部)

② サーベイランス

a 全数把握

国内での報告数が数百例に達し、府内においても感染ルートが疫学的に解明できない事例が確認された段階になれば、患者の全数把握の継続について検討し、府の判断により中止もしくは継続を決定する。なお、中止の時期は、府内の患者数や感染ルートの把握状況等の感染状況、症例の特徴、入院患者数や重症化の特徴等を踏まえ判断される。
(健康まちづくり部)

b その他のサーベイランス

- ・本市は、患者発生サーベイランス（定点サーベイランス）、入院サーベイランスは継続し、ウイルスサーベイランス、学校サーベイランスは通常の体制に戻す。
- ・本市は、国から提供されたリアルタイムの国内の発生状況をもとに、国及び府と連携し、必要な対策を実施する。

(健康まちづくり部・こども未来部・教育委員会)

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

- a 本市は、引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、府内外での発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。

(総務部・健康まちづくり部)

b 本市は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、下記について周知する。

- ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること
- ・ 個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）

（総務部・健康まちづくり部）

c 本市は、学校・保育施設等や福祉施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

（関係部局）

d 本市は、患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、あらかじめ決定した基準及び手法により、報道機関等に定期的に公表する。

（総務部）

② 情報共有

本市対策本部等は、引き続き、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、庁内各部局においても共有する。

（危機管理課・健康まちづくり部）

③ 相談窓口等の継続

a 本市は、相談窓口体制を継続する。また、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

（健康まちづくり部）

b 本市は、引き続き、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、府や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、市民の不安等を解消するため、必要に応じて情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映する。

（健康まちづくり部）

(4) 予防・まん延防止

① 市内での感染拡大防止策

a 本市は、引き続き、業界団体等を経由又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・ 市民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・ 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を要請する。

- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう要請する。

(関係部局)

- b 本市は、医療機関に対し、府内感染期となった場合は患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国が効果を評価し、継続の有無を決定するのを待って判断する。

(健康まちづくり部)

- c 本市は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。

(健康まちづくり部)

② 予防接種

本市は、業務要領等に基づき、新臨時接種（予防接種法第6条第3項）を進める。

(健康まちづくり部)

府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出され、かつ、患者数の拡大に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況においては、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

a 外出制限

本市は、府が特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請することに、適宜協力する。

(健康まちづくり部・人権文化ふれあい部)

b 施設の使用制限（学校、保育所等）

本市は、府が特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行うことに、適宜協力する。

(こども未来部・教育委員会)

c 施設の使用制限等（b以外の施設）

- ・本市は、府が特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行うことに、適宜協力する。
- ・本市は、府が特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行うことに、適宜協力する。

（施設所管部局）

d 予防接種

本市は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。 （健康まちづくり部）

(5) 医療

① 患者への対応等

本市は、国及び府と連携し、保健所を通じ、以下の対策を行う。

- a 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、あらかじめ新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう要請する。 （健康まちづくり部）

- b 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。 （健康まちづくり部）

- c 医師が在宅で療養する患者に対する電話診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断した場合の医師による処方箋の発行、ファクシミリ等による送付について、国が示す対応方針を周知する。 （健康まちづくり部）

- d 医療機関に対し、従業員の勤務状況及び医療資機材・医薬品の在庫状況を確認するよう要請し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整する。 （健康まちづくり部）

② 医療機関等への情報提供

本市は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関に迅速に提供する。 （健康まちづくり部）

府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

a 医療機関不足への対応

本市は、市内の医療機関が不足し、府が臨時の医療施設を設置し医療を提供するとき、適宜協力する。(健康まちづくり部)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 在宅で療養する患者への支援

本市は、国及び府と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。(地域福祉部・健康まちづくり部)

② 事業者の対応

本市は、引き続き、従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の取組等について関係団体等を通じて事業者にも周知する。(経済環境部)

③ 市民及び関係機関への対応

a 本市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての適切な行動を呼びかける。(経済環境部)

b 本市は、事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように、関係団体等に要請する。(経済環境部)

府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

a 業務の継続等

本市は、国が行う各登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況確認等に協力する。(健康まちづくり部・経済環境部)

b 水の安定供給

本市は、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。(水道局・健康まちづくり部)

c 事業者のサービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、市民に対して、まん延した段階において、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。 (経済環境部)

d 生活関連物資等の価格の安定等

- ・本市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係団体等に事業継続を要請する。
- ・本市は、生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・本市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講じる。

(経済環境部)

e 要配慮者への生活支援

本市は、関係団体等の協力を得ながら、在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(地域福祉部、健康まちづくり部、こども未来部、人権文化ふれあい部)

f 埋葬・火葬の特例等

本市は、可能な限り火葬炉を稼働させる。また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。 (地域福祉部・経済環境部)

5 小康期

【状態】 ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・ 大流行は一旦終息している状況
【目的】 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
【対策の考え方】 ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

- ① 本市は、新型インフルエンザ等の流行が終息したと判断したときは、危機管理対策本部を一時解散し、危機管理対策連絡会等の体制に縮小・継続する。

(危機管理課・健康まちづくり部・関係部局)

- ② 本市は、国が緊急事態解除宣言を行った場合は、本市対策本部を廃止し、危機管理対策連絡会等の体制に縮小・継続する。

(危機管理課・健康まちづくり部・関係部局)

(2) 情報収集・サーベイランス

① 情報収集

本市は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況について、必要な情報を収集する。

(危機管理課・健康まちづくり部)

② サーベイランス

本市は、通常のサーベイランスを継続するとともに、再流行を早期に探知するため、ウイルスサーベイランス及び学校サーベイランスを再び強化する。

(健康まちづくり部・こども未来部・教育委員会)

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

- a 本市は、引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

(健康まちづくり部)

- b 本市は、市民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報の内容等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

(健康まちづくり部)

② 情報共有

本市は、国のインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持する。

(危機管理課・健康まちづくり部)

③ 相談窓口等の体制の縮小

本市は、状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小する。

(健康まちづくり部)

(4) 予防・まん延防止

- ① 本市は、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供及び注意喚起の内容に関する国の見直しを市民に周知する。

(健康まちづくり部)

② 予防接種

本市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(健康まちづくり部)

府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置
府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。
a 予防接種 本市は、国及び府と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(健康まちづくり部)

(5) 医療

本市は、国及び府と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

(健康まちづくり部・消防本部・市立病院)

府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

本市は、必要に応じ、府内感染期に講じた措置を適宜縮小もしくは中止する。

(健康まちづくり部)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 市民及び関係機関への対応

a 本市は、必要に応じ、市民に対して、食料品、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。 (経済環境部)

b 本市は、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように、関係団体等に要請する。 (経済環境部)

府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

a 本市は、必要に応じ、国及び府と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小もしくは中止する。
(危機管理課・健康まちづくり部・関係部局)

b 本市は、市内の事業者に対し、感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小もしくは、中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
(経済環境部)

八尾市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年八尾市条例第15号）

（趣旨）

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、八尾市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 八尾市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括する。

2 八尾市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部の事務を整理する。

3 八尾市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市職員のうちから市長が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他本市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則 （略）

八尾市危機管理対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市において危機的な事象が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、事前、応急、事後対策を含めて総合的に対応するため、組織的な対応要領を定め、もって職員が一丸となって市民の安全と本市の円滑かつ公正な職務執行の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「危機事象」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市民の生命、身体等に直接かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある事件・事故
- (2) 市の事務・事業に係る行政対象暴力
- (3) 市政における業務全般に係る事件・事故
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市の事務・事業の執行に重大な支障が生じ、又は生じるおそれがあるもの。ただし、八尾市地域防災計画で想定している災害、国民保護計画で想定している武力攻撃、被害が直接的・突発的でない「財政危機」及び「経済危機(企業倒産、大量失業)」は除く。

2 この要綱において「危機管理」とは、前項に掲げる事件・事故及び日常業務における危機的な事象等を未然に防止し、又は発生した場合の被害を最小限にするための方法をいう。

(八尾市危機管理対策本部の設置)

第3条 大規模で社会的影響が大きい危機事象が発生、又は発生する恐れがあり、全庁的な対応が必要な場合において、第1条の目的を達成するため、市長は必要に応じて八尾市危機管理対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する。

- 2 市対策本部は、危機事象に対し、組織的な推進体制の整備と統制にあたるものとする。
- 3 市対策本部は、別表1に掲げる職にある者により構成し、本部長には市長、副本部長には副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者をもって充てる。
- 4 市対策本部の庶務は、危機管理課及び危機事象発生の担当部局において行う。

(本部長代理)

第4条 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、次に掲げる順序により、その職務を代理する。

- (1) 副市長（八尾市副市長事務分担規則（昭和52年八尾市規則第50号）第2条に掲げる順序とする。）
 - (2) 危機管理監
 - (3) 教育長
 - (4) 病院事業管理者
 - (5) 水道事業管理者
- （総括危機管理担当の設置）

第5条 危機管理対策に関する体制の確立のための情報収集・伝達等に関する連絡、調整の総括として、総括危機管理担当を置く。

- 2 総括危機管理担当は、危機管理監をもって充てる。
 - 3 総括危機管理担当は、次に掲げる事項に関する事務を行うものとする。
 - (1) 部局危機管理担当（第8条第1項に規定する部局危機管理担当をいう。）の危機管理に関する相談の受理及び助言
 - (2) 危機管理対策連絡会（第12条に規定する危機管理対策連絡会をいう。）の開催に関すること。
 - (3) 関係機関との連絡調整
- （危機管理対策委員会の設置）

第6条 危機事象発生時における対処方法の検討、決定及び実行のため、市対策本部内に危機管理対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

- 2 対策委員会は、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 担当部局等との調整、協議
 - (2) 危機事象発生時における迅速的確な実態把握と対処方法の策定及び関係者に対する具体的な指示、指導及び協議
 - (3) 危機管理対策に関する関係機関との連絡調整
 - (4) その他危機管理対策を推進するため必要と認める事項
- 3 対策委員会は、別表2に掲げる職にある者及び座長が特に指名した者をもって構成し、座長には総括危機管理担当、副座長には総務部長をもって充てる。
- 4 座長は、対策委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 5 副座長は、座長を補佐する。
- 6 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、別表2に掲げる順序により、その職務を代理する。
- 7 対策委員会の会議は、必要に応じて座長が招集し、座長がその議長とな

る。

- 8 対策委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある職員の出席を求め、その意見又は説明を聞き、また資料提出を求めることができる。
- 9 対策委員会は、具体的事象発生時における関係者に対する具体的な指示、指導及び協議を行うときは、同本部長名をもって実施する。
- 10 対策委員会の庶務は、危機管理課及び危機事象発生を担当部局において行う。
- 11 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営について必要な事項は、座長が定める。

（部局等本部の設置）

第7条 部局に影響を及ぼす危機事象等が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、第1条の目的を達成するため、部局長は各部局又は関係部局による対策本部（以下「部局等本部」という。）を設置する。

- 2 部局等本部は、次に掲げる事項に関する事務を行うものとする。
 - (1) 部局等における危機事象に対し、組織的な推進体制の整備と統制
 - (2) 部局等における対処方法の検討、決定
 - (3) 関係機関との連携
 - (4) 対策本部への報告と協議に関すること。
 - (5) その他事案解決するため必要と認める事項に関すること。
- 3 部局等本部は、該当部局等の所属長により構成し、部局等本部長には所管部局長、部局等副本部長には所管部局危機管理担当をもって充てる。
- 4 部局等本部の庶務は、所管部局の総務担当所属等において行う。

（部局危機管理担当の設置）

第8条 部局長との連携のもと、危機管理対策に関する体制の確立及びこれに関する助言を行うため、各部局に危機管理担当（以下「部局危機管理担当」という。）を置く。

- 2 部局危機管理担当は、別表3に掲げる職にある者を充てる。ただし、総括危機管理担当、危機管理課長、総務部市政情報課長、総務部人事課長を除く。
- 3 部局危機管理担当は、次に掲げる事項に関する事務を行うものとする。
 - (1) 各部局の危機管理に関する相談の受理
 - (2) 危機管理に関する処理方法等の助言
 - (3) 危機管理に関する部局等本部及び対策会議の設置
 - (4) 関係部局及び関係機関との連絡調整

(危機管理対策責任者の設置)

第9条 危機管理に関する防止の確立及び連絡等を行うため、所属に危機管理対策責任者（以下「対策責任者」という。）を置く。

- 2 対策責任者は、各所属長をもって充てる。
- 3 対策責任者は、所属において危機事象が発生した場合又は発生するおそれがある場合、部局長の指揮のもと、所属職員を指揮・命令し適正かつ円滑な措置を図るとともに、他所属及び部局危機管理担当との連絡調整、市対策本部等への報告等を行い、危機管理対策を推進する。
- 4 対策責任者が不在等の場合は、対策責任者が予め指名した者が対策責任者の代理を行うものとする。

(危機管理対策担当者の設置)

第10条 危機管理対策における現場の中核として、各所属に危機管理対策担当者（以下「対策担当者」という。）を置く。

- 2 対策担当者は、各所属の所属長以外の管理監督職をもって充てる。
- 3 対策担当者は、前条に規定する対策責任者の指揮を受け、現場の中心となって活動し、かつ所属職員を指揮して、当該危機事象の把握及び処理にあたる。

(市長への報告)

第11条 対策責任者は、所属において危機事象等が発生した場合又は発生し対処したときは、危機事象等発生報告書（様式）により部局危機管理担当及び部局長を通じて速やかに市長へ報告しなければならない。

(危機管理対策連絡会の設置)

第12条 危機管理対策における庁内の連絡調整を図るため、危機管理対策連絡会（以下「対策連絡会」という。）を置く。

- 2 対策連絡会は次に掲げる事項について、連絡調整を行うものとする。
 - (1) 危機管理対策に関する活動の推進に関すること。
 - (2) 危機管理対策に関する環境整備に関すること。
 - (3) その他危機管理対策を推進するため必要と認める事項に関すること。
- 3 対策連絡会は、別表3に掲げる職にある者及び座長が特に指名した者により構成し、座長には総括危機管理担当、副座長には危機管理・生活安全対策担当参事をもって充てる。
- 4 座長は、対策連絡会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 5 副座長は、座長を補佐する。
- 6 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、別表3に掲げる順序によ

り、その職務を代理する。

7 対策連絡会の会議は、必要に応じて座長が招集し、座長がその議長となる。

8 座長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

9 対策連絡会の庶務は、危機管理課において行う。

(部局等対策会議の設置)

第13条 危機管理防止対策における部局等内の連絡調整を図るため、各部局等対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

2 対策会議は、次に掲げる事項について、連絡調整を行うものとする。

(1) 危機管理対策に関する活動の推進に関すること。

(2) 危機管理対策に関する環境整備に関すること。

(3) その他危機管理対策を推進するため必要と認める事項に関すること。

3 対策会議は、所管部局等内の所属長により構成し、座長には所管部局危機管理担当、副座長には座長が指名する者をもって充てる。

4 座長は、対策会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 対策会議は、必要に応じて座長が招集し、座長がその議長となる。

7 座長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

8 対策会議の庶務は、所管部局の総務担当所属等において行う。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則 (略)

(危機管理対策本部)

別表 1 (第 3 条関係)

市長
副市長
教育長
病院事業管理者
水道事業管理者
危機管理監
各 部長
人事担当部長
市民ふれあい担当部長
保健所長
環境担当部長
下水道担当部長
会計管理者
消防長
市立病院事務局長
水道局長
副教育長
生涯学習担当部長
市議会事務局長
選挙管理委員会事務局長
公平委員会事務局長
監査事務局長
農業委員会事務局長
総務部市政情報課長 (オブザーバー)

(危機管理対策委員会)

別表 2 (第 6 条関係)

総括危機管理担当
総務部長
政策企画部長
人事担当部長
財政部長
担当部局長
総務部市政情報課長 (オブザーバー)

(危機管理対策連絡会)

別表 3 (第 8 条及び第12条関係)

総括危機管理担当
各部調整担当次長
部調整担当次長を置かない各部総務
担当所属長
危機管理・安全対策担当参事
総務部市政情報課長
総務部人事課長
会計課長
市立病院事務局次長
消防本部次長
水道局経営総務課長
市議会事務局議事政策課長
選挙管理委員会事務局長代理
監査事務局長代理
農業委員会事務局長補佐

発生段階別 対応一覧

(1) 実施体制						
取組項目	取組内容	未発生期	府内 未発生期	府内 発生早期	府内 感染期	小康期
行動計画等の作成	本市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画及び各業務要領等を作成し、必要に応じて見直す。	●				
体制の整備及び連携の強化	本市は、庁内の取組体制を整備・強化するために、八尾市新型インフルエンザ等対策庁内検討委員会が中心となって、初動対応体制の確立や情報共有、発生時に備えた事前対策を行う。	●				
	本市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から府及び指定地方公共機関と連携し、情報の交換、連携体制の確認、訓練を行う。	●				
	本市は、府の支援を受けて、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門家、職員等を養成する。	●				
	本市は、府が対策本部を立ち上げたときに備えて、速やかに危機管理対策本部を立ち上げられるよう体制を整備する。	●				
	本市は、海外において罹患した場合の症状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザが発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。		●			
八尾市新型インフルエンザ等対策部局等本部	本市は、必要に応じて、危機管理対策要綱に基づく部局等本部を設置し、同会議において部局の対応を協議し必要な対策を講じる。特に、健康まちづくり部は、国及び府の状況等に応じて速やかに部局等本部を設置し、同部が中心となって発生情報の収集及び関係機関(団体)への情報提供に努めるとともに、部内の対策について協議を行っていく。		●			
八尾市新型インフルエンザ等危機管理対策連絡会	本市は、新型インフルエンザ等に関する情報の共有化や市民からの相談及び情報提供等を円滑に推進するため、危機管理対策要綱に基づく部局危機管理担当で構成する危機管理対策連絡会を必要に応じて開催する。また、各部局は、各部局連携が必要な事案が発生した場合は、危機管理監に対し、危機管理対策連絡会の開催を要請することができる。		●			
関係機関対策会議	本市は、関係機関対策会議を開催し、府内発生に備えた対策を確認するとともに、対策準備に着手する。		●			
	本市は、関係機関対策会議を開催し、対策の強化を図る。			●		

(1) 実施体制						
取組項目	取組内容	未発生期	府内 未発生期	府内 発生早期	府内 感染期	小康期
八尾市新型インフルエンザ等 危機管理対策本部	本市は、国内で新型インフルエンザ等の発生が確認され、国及び府において対策本部が設置された場合は、危機管理対策要綱に基づく危機管理対策本部を設置する。本部長は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じて、危機管理対策本部会議を開催し、府内発生早期の対応を確認する。		●			
	本市は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ危機管理対策本部会議を開催して、発生時の初動対応、感染拡大防止対策等速やかに事案対応を行うとともに、府内(市内)で発生が確認された際には、府と連携し、対策の強化を図る。			●		
	府では新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態と判断した場合は、国と協議し、府行動計画により必要な対策が行われる。本市は府等と連携して情報を積極的に収集し、必要に応じて、危機管理対策本部会議を開催し、必要な対策について決定する。				●	
	本市は、新型インフルエンザ等の流行が終息したと判断したときは、危機管理対策本部を一時解散し、危機管理対策連絡会等の体制に縮小・継続する。					●

(2) 情報収集・サーベイランス						
取組項目	取組内容	未発生期	府内 未発生期	府内 発生早期	府内 感染期	小康期
情報収集	本市は、海外で発生している新型インフルエンザ等の動向把握、情報収集に努める。	●				
	本市は、国内外で発生している新型インフルエンザ等の動向把握、情報収集に努める。		●			
	本市は、国及び府からの新型インフルエンザ等の対策に関する情報を積極的に収集する。			●	●	
	本市は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況について、必要な情報を収集する。					●
サーベイランス	患者発生サーベイランス(定点サーベイランス) インフルエンザに関して、市内の指定届出機関(インフルエンザ定点医療機関)から患者発生の動向調査を行い、市内の流行状況について把握するとともに、情報センターを経由して国立感染症研究所にデータを送付し、全国的な流行状況の把握に寄与する。 ※府内未発生期以降 定点医療機関におけるインフルエンザの患者数を把握することにより、インフルエンザ全体の発生状況から感染拡大の動向を把握する。	●	●	●	●	●
	ウイルスサーベイランス 市内の病原体定点医療機関の協力のもと、ウイルス株の性状(亜型や薬剤耐性等)を調査し、流行しているウイルスの性状について把握するとともに、大阪健康安全基盤研究所を経由して国立感染症研究所にデータを送付し、国内におけるウイルスの性状の把握に寄与する。 ※サーベイランス体制の強化(府内未発生期、府内発生早期、小康期) 新型インフルエンザが発生した場合、通常のウイルスサーベイランスに加え、強化学校サーベイランス及び全数把握患者等でのウイルス検査を大阪健康安全基盤研究所に依頼することで、速やかに抗原性や抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べ、また病原性の変化をチェックできるようにする。	●	●	●	●	●
	入院サーベイランス インフルエンザによる入院患者及び死亡者数の発生動向を調査し、市内における重症化の状況を把握するとともに、情報センターを経由して国立感染症研究所にデータを送付し、国内における重症化の状況の把握に寄与する。 ※府内未発生期以降 インフルエンザ様症状を呈して入院した患者の検体を検査することで、新型インフルエンザと診断された入院患者者を把握し、重症患者の発生状況や病原性の変化等を見極められるようにする。	●	●	●	●	●

(2) 情報収集・サーベイランス

取組項目	取組内容	未発生期	府内 未発生期	府内 発生早期	府内 感染期	小康期
サーベイランス	学校サーベイランス 市内の認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級閉鎖、学年閉鎖、休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大の早期探知に努めるとともに、情報センターを経由して国立感染症研究所にデータを送付し、国内における感染拡大の早期探知に寄与する。なお、実施期間は国の通知に基づく。 ※サーベイランス体制の強化（府内未発生期、府内発生早期、小康期） 通常の学校サーベイランスの報告施設を大学にまで拡大し（国内感染期では中止）、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数を把握する。また、集団発生の報告があった場合は、可能な限り集団発生ごとの患者の検体を採取し、患者や医療機関の協力を得てPCR検査等を行う。	●	●	●	●	●
	全数把握 新型インフルエンザ患者を早期に発見し、発生当初の新型インフルエンザの拡大を防ぐとともに、患者の臨床像等の特徴を把握するため、医療機関に新型インフルエンザ患者の届出を求め、全数把握を開始する。 ※府内感染期 国内での報告数が数百例に達し、府内においても感染ルートが疫学的に解明できない事例が確認された段階になれば、患者の全数把握の継続について検討し、府の判断により中止もしくは継続を決定する。なお、中止の時期は、府内の患者数や感染ルートの把握状況等の感染状況、症例の特徴、入院患者数や重症化の特徴等を踏まえ判断される。		●	●	●	
	本市は、国が医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のために実施する、新型インフルエンザ等患者の臨床情報の収集に協力する。			●		
	本市は、国から提供されたリアルタイムの国内の発生状況をもとに、国及び府と連携し、必要な対策を実施する。			●	●	
調査研究	本市は、新型インフルエンザ等の府内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国及び府との連携等の体制整備を図る。	●				
	本市は、市内で発生した患者について、初期の段階では積極的疫学調査チームを派遣し、国及び府と連携して感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。			●		

(3) 情報提供・共有						
取組項目	取組内容	未発生期	府内 未発生期	府内 発生早期	府内 感染期	小康期
情報提供	本市は、市民等が発生に対する備えに努め、発生時に適切な行動を取るための基本知識を身につけられるよう、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行い、市民等の理解を深めることに努める。また、外国人、障がい者、高齢者等に配慮し、正確に情報が伝わるよう情報提供に取り組む。	●				
	本市は、マスク着用・手洗い・うがい・咳エチケット等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。	●				
	本市は、市民に対して、以下について留意しつつ、詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供し、注意喚起を行う。 ・提供内容：海外での発生状況、現在の対策、府内で発生した場合に必要な対策等（対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体の明確化） ・広報媒体：テレビやラジオ、新聞等のマスメディアの活用 ・直接提供：本市ホームページや総覧できるサイト等の複数の手段を利用		●			
	本市は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて危機管理対策本部等において調整する。		●			
	本市は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、下記について周知する。 ・新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること ・個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）		●	●	●	
	本市は、市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・関係機関を活用し、府内外の発生状況と具体的な対策等について、その決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。			●	●	
	本市は、学校・保育施設等や福祉施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。			●	●	
	本市は、患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、あらかじめ決定した基準及び手法により、報道機関等に定期的に公表する。			●	●	
	本市は、感染の拡大を防ぐため、保健所を通じ、必要な患者の情報を関係先に伝達して濃厚接触者の調査や臨時休業の要請を行う。その場合に、可能な限り患者本人（未成年の場合は保護者）の同意を得るように努めるものとする。			●		
	本市は、引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。					●
	本市は、市民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報の内容等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。					●

(3) 情報提供・共有

取組項目	取組内容	未発生期	府内 未発生期	府内 発生早期	府内 感染期	小康期
体制整備等	本市は、新型インフルエンザ等の発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供を行うため、以下について検討し、あらかじめ想定できるものは決定する。また、外国人、障がい者、高齢者等に配慮し、分かりやすく、正確かつ迅速に情報が伝わるよう情報提供の手法を検討する。 ・提供内容：対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性とに十分配慮した内容、対策の実施主体の明確化 ・広報媒体：広報紙・ホームページ等の本市広報媒体の活用やマスメディアの活用の他、情報の受け手に応じて、利用可能な複数の媒体・機関等の活用	●				
	本市は、常に情報の受け手の反応や必要としている情報を把握し、さらなる情報提供に活かす体制を整備する。	●				
	本市は、府や関係機関等とのメールや電話の活用、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらに、インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。	●				
	本市は、府の要請により、新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。	●				
相談窓口	本市は、府からの要請に応じ、国等が作成したQ&A等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行う。		●			
	本市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、以後の情報提供に反映する。		●			
	本市は、市民からの相談の増加に備え、相談窓口等体制を充実・強化する。また、国等からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。			●		
	本市は、引き続き、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、府や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等を解消するための情報提供を行うとともに、以後の情報提供に反映する。			●		
	本市は、相談窓口体制を継続する。また、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。				●	
	本市は、引き続き、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、府や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、市民の不安等を解消するため、必要に応じて情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映する。				●	
	本市は、状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小する。					●

(3) 情報提供・共有						
取組項目	取組内容	未発生期	府内 未発生期	府内 発生早期	府内 感染期	小康期
情報共有	危機管理対策本部等は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口での情報を庁内各部と共有する。		●			
	本市対策本部等は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、庁内各部局においても共有する。			●	●	
	本市は、国のインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持する。					●

(4) 予防・まん延防止						
取組項目	取組内容	未発生期	府内 未発生期	府内 発生早期	府内 感染期	小康期
対策実施のための準備 (個人における対策の普及)	本市、学校・保育施設、福祉施設、事業者等は、基本的な感染予防対策や発生期における感染対策についての知識の普及、理解の促進を図る。 a 基本的な感染予防対策例 ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等 b 発生時において、自ら感染が疑わしい場合の基本的な感染対策例 ・帰国者・接触者相談センターに連絡する。 ・感染を広げないように不要不急な外出を控える。 ・マスクの着用・咳エチケット等の感染対策を行う。 c 本市は、府に協力して、緊急事態宣言発出時における不要不急の外出自粛要請等の感染拡大防止対策について、市民の理解促進を図る。	●				
対策実施のための準備 (地域対策・職場対策の周知)	a 本市は、新型インフルエンザ等の発生時に実施する、個人における対策のほか、職場における感染防止対策(季節性インフルエンザ対策と同様)について周知準備を行う。 b 本市は、緊急事態宣言発出時における府が実施する施設の使用制限の要請等の対策について周知準備を行う。 c 本市は、その他発生時等の感染対策について、国及び府の情報を共有し、適時提供する。	●				
水際対策	本市は、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、検疫の強化が図られるとともに、保健所において入国者(航空機同乗者等)に対して健康観察、疫学調査を行うこととなるため、平時から検疫所との間で訓練や研修会を実施するなど連携を図る。	●				
	検疫所との連携強化 本市は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、検疫所において海外渡航者に対する検疫が実施され、感染者の発見と隔離、濃厚接触者の停留と健康観察が行われることから、停留施設の確保に係る情報提供などに協力するとともに、保健所において航空機同乗者等の健康観察などの対策を行う。		●			
市内での感染拡大防止策	a 本市は、未発生期に引き続き、市民等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染予防対策や国内発生期における感染対策について普及・啓発する。 b 本市は、国及び府と相互に連携し、保健所を通じ、府内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく以下の準備を進める。 ・患者への対応(治療・入院措置等) ・患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等) c 本市は、国及び府と相互に連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。		●			
	本市は、府内発生早期となった場合には、国及び府と連携し、保健所を通じ、感染症法に基づき、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(積極的疫学調査、外出自粛要請、健康観察等)等の措置を行う。			●		

(4) 予防・まん延防止						
取組項目	取組内容	未発生期	府内 未発生期	府内 発生早期	府内 感染期	小康期
市内での感染拡大防止策	本市は、業界団体等を経由又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。 ・市民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。 ・事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を要請する。 ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。 ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう要請する。			●	●	
	本市は、医療機関に対し、府内感染期となった場合は患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国が効果を評価し、継続の有無を決定するのを待って判断する。				●	
	本市は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。				●	
感染症危険情報の発出	本市は、国が発出した感染症危険情報を受け、府及び関係機関と協力し、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。		●			
	本市は、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供及び注意喚起の内容に関する国の見直しを市民に周知する。					●
予防接種（ワクチンの生産等に関する情報の収集）	本市は、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。	●				
	本市は、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産・流通の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。		●			

(4) 予防・まん延防止

取組項目	取組内容	未発生期	府内 未発生期	府内 発生早期	府内 感染期	小康期
予防接種(特定接種)	本市は、厚生労働省が行う登録事業者の登録に協力する。	●				
	本市は、特定接種の対象となる職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制を整備する。	●				
	本市は、府等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。		●			
	本市は、国及び府と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、あらかじめ接種対象者として決定した市職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。		●			
	本市は、引き続き、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。			●		
予防接種(住民接種)	本市は、国及び府の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、本市の区域内に居住する者に対し、速やかに接種することができるよう、医師会、医薬品卸業者等の事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。	●				
	本市は、円滑な接種の実施のために、国及び府の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本市域以外の市町村における接種を可能にするよう努める。	●				
	本市は、特措法第46条または予防接種法第6条第3項に基づく、市民に対する予防接種において、業務要領等により、具体的な接種体制の構築の準備を進める。		●			
	市民への接種(予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種)の実施については、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、国が基本的対処方針等諮問委員会に諮ったうえで決定する。 さらに、市民への優先順位については、国が接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報も踏まえて決定する。 a 本市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始する。 b 本市は、市民に対し、接種に関する情報を提供する。 c 接種の実施に当たり、国及び府と連携し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。			●		
	本市は、業務要領等に基づき、新臨時接種(予防接種法第6条第3項)を進める。				●	
	本市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。					●

(5) 医療						
取組項目	取組内容	未発生期	府内 未発生期	府内 発生早期	府内 感染期	小康期
地域医療体制の整備	本市は、保健所を中心として、関係機関対策会議において、関係機関と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療や搬送体制等を整備する。	●				
	本市は、発生時において、帰国者・接触者外来の開設や入院患者を受け入れる医療機関を確保するため、医療体制を整備する。	●				
	本市は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備等感染防止対策を進めるよう要請する。	●				
府内感染期に備えた医療確保	本市は、国及び府と連携して、保健所を通じ、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成支援に努める。	●				
	本市は、地域の実情に応じ、保健所を通じ、感染症指定医療機関や協力医療機関のほか、指定地方公共機関を含む中核的医療機関または公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。	●				
	本市は、保健所を通じ、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等を把握し、府と共有する。	●				
	本市は、保健所を通じ、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、府が臨時的医療施設等で医療を提供することを検討するに当たって協力する。	●				
	本市は、保健所を通じ、府が行う臨時的医療施設等として転用できる施設の調査及びリスト化の検討に協力する。	●				
	本市は、地域の医療機能維持の観点から、保健所を通じ、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定を検討する。	●				
	本市は、保健所を通じ、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。	●				
研修等	本市は、国及び府と連携し、医療従事者等関係者に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。	●				
医療資器材の整備	本市は、必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)をあらかじめ備蓄、整備する。	●				
	本市は、医療機関が必要な医療資器材を整備するよう要請する。	●				

(5) 医療						
取組項目	取組内容	未発生期	府内 未発生期	府内 発生早期	府内 感染期	小康期
新型インフルエンザ等の症例定義	本市は、国が示す新型インフルエンザ等の症例定義を関係機関に周知する。		●			
帰国者・接触者相談センターの設置・周知	本市は、帰国者・接触者相談センターを設置する。		●			
	本市は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。		●			
医療体制の整備	発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性が、それ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うため、あらかじめ指定する医療機関に対し、帰国者・接触者外来を開設するよう要請する。		●			
	帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、医師会等の協力を得て、全医療機関において院内感染対策を講じるよう要請する。 また、府内感染期における一般の医療機関での診療開始に備え、院内感染防止策を講じるよう要請する。		●			
	帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ、新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。		●			
	新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を大阪健康安全基盤研究所等に搬送し、大阪健康安全基盤研究所等は亜型等の同定を行う。国立感染症研究所は、それを確認する。		●			
	感染者の入院治療に対応するため、感染症指定医療機関や協力医療機関等に患者の受け入れのための準備を要請する。		●			
	感染が拡大して重症者が増えた場合に備えて、一般の医療機関においても院内感染対策を講じた入院病床を確保しておくことが必要であることから、保健所において、どれだけの受入可能な病床数が確保できるかを把握するとともに、地域の医療機関に対して、受入数の拡充について協力を求める。		●			
	透析患者や妊婦、小児など、特に重症化しやすいハイリスク層の専門治療が可能な受入医療機関をあらかじめ把握する。		●			
	本市は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関に迅速に提供する。		●	●	●	
抗インフルエンザウイルス薬の予防投与	本市は、国及び府と連携し、保健所において、府が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用し、患者の同居者、医療従事者に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。		●			

(5) 医療						
取組項目	取組内容	未発生期	府内 未発生期	府内 発生早期	府内 感染期	小康期
患者の搬送・移送体制の確立	a 本市は、保健所を通じ、市内での患者発生に備えて、消防本部と情報共有を図るとともに、患者の搬送・移送体制の確立を図る。 b 本市は、救急隊員については、新型インフルエンザ等ウイルスに曝露する可能性が高いことから、感染拡大防止及び救急搬送体制の維持の観点から、保健所を通じ、必要な場合には、抗インフルエンザウイルス薬を予防投与できるよう準備を行う。		●			
府内未発生期に引き続いての医療体制の整備	本市は、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制や帰国者・接触者外来における診療体制を継続する。			●		
患者への対応等 (府内発生早期)	新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関もしくは、協力医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されていることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。 必要と判断した場合には、大阪健康安全基盤研究所等において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。 全ての新型インフルエンザ患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。 新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等に移送する。			●		
一般の医療機関での診療への移行	本市は、患者等が増加してきた場合においては、国の要請に基づき、帰国者・接触者外来での診療体制から一般の医療機関（あらかじめ新型インフルエンザ等の診療を行わないこととする医療機関を除く。）でも診療する体制に移行する。			●		
抗インフルエンザウイルス薬の使用	府が、抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用について、府内の医療機関に対して要請した場合は、本市においても要請の周知・徹底を行う。			●		

(5) 医療						
取組項目	取組内容	未発生期	府内 未発生期	府内 発生早期	府内 感染期	小康期
患者への対応等 (府内感染期)	帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、あらかじめ新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう要請する。				●	
	入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。				●	
	医師が在宅で療養する患者に対する電話診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断した場合の医師による処方箋の発行、ファクシミリ等による送付について、国が示す対応方針を周知する。				●	
	医療機関に対し、従業員の勤務状況及び医療資機材・医薬品の在庫状況を確認するよう要請し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整する。				●	
通常の医療体制への変更	本市は、国及び府と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。					●

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

取組項目	取組内容	未発生期	府内 未発生期	府内 発生早期	府内 感染期	小康期
要配慮者への生活支援	本市は、府内感染期における高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、府と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続きを定める。	●				
在宅で療養する患者への支援	本市は、国及び府と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。				●	
遺体の火葬・安置等	本市は、国及び府と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。	●				
	本市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。		●			
物資及び資材の備蓄等	本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備等を整備する。	●				
事業者の対応	本市は、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施するための準備について、関係団体等を通じて事業者に要請する。		●			
	本市は、従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策を開始するよう関係団体等を通じて市内の事業者へ周知する。			●		
	本市は、引き続き、従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の取組等について関係団体等を通じて事業者へ周知する。				●	
市民及び関係機関への対応	本市は、市民に対して、食料品、生活必需品等の購入に当たっての適切な行動を呼びかける。		●	●	●	●
	本市は、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう、関係団体等に要請する。		●	●	●	●
	本市は、市民に対して、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。		●			

緊急事態宣言時の対応

(1) 実施体制				
取組項目	取組内容	府内 発生早期	府内 感染期	小康期
八尾市新型インフルエンザ等対策本部	本市は、国により緊急事態宣言が発出された場合は危機管理対策本部に代わり、特措法第34条の規定に基づき、本市対策本部を設置するとともに、国の基本的対処方針、府行動計画及び本市行動計画に基づき必要な対策を実施する。	●	●	
	本市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。		●	
	本市は、国が緊急事態解除宣言を行った場合は、本市対策本部を廃止し、危機管理対策連絡会等の体制に縮小・継続する。			●

(4) 予防・まん延防止				
取組項目	取組内容	府内 発生早期	府内 感染期	小康期
外出制限	本市は、府により、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底が要請された場合（特措法第45条第1項）、適宜協力する。	●	●	
施設の使用制限等	本市は、府により、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）が要請された場合（特措法第45条第2項）、適宜協力する。	●	●	
	・本市は、府により、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底が要請された場合（特措法第24条第9項）、適宜協力する。 ・本市は、府により、特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底が要請された場合、適宜協力する。	●	●	
住民接種	本市は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。	●		
	本市は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。		●	
	本市は、国及び府と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。			●

(5) 医療				
取組項目	取組内容	府内 発生早期	府内 感染期	小康期
医療機関不足への対応	本市は、市内の医療機関が不足し、府が臨時の医療施設を設置し医療を提供するとき、適宜協力する。		●	
対策措置の適宜縮小もしくは中止	本市は、必要に応じ、府内感染期に講じた措置を適宜縮小もしくは中止する。			●

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保				
取組項目	取組内容	府内 発生早期	府内 感染期	小康期
水の安定供給	本市は、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。	●	●	
事業者のサービス水準に係る市民へのよびかけ	本市は、市民に対して、まん延した段階において、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。	●	●	
生活関連物資等の価格の安定等	本市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をする。（府内感染期には、必要に応じ、事業継続を要請する。）	●	●	
	必要に応じ、関係団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。	●		
	本市は、生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。		●	
	本市は生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講じる。		●	
業務の継続等	本市は、国が行う各登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況確認等に協力する。		●	
要配慮者への生活支援	本市は、関係団体等の協力を得ながら、在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。		●	
埋葬・火葬の特例等	本市は、可能な限り火葬炉を稼働させる。また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。		●	
緊急事態措置の縮小もしくは中止	本市は、必要に応じ、国及び府と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小もしくは中止する。			●
事業者への縮小もしくは中止していた業務の再開可能な周知	本市は、市内の事業者に対し、感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小もしくは、中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。			●

【用 語 解 説】 ※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

○ 指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣が登録する者。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される「新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当）。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に、新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことをいう。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスをもとに製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスをもとに製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

八尾市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年1月作成

平成30年3月変更（平成30年4月1日運用開始）

発行者 八尾市健康まちづくり部健康推進課

〒581-0833 大阪府八尾市旭ヶ丘5-85-16（八尾市保健センター）

T E L 072-993-8600

F A X 072-996-1598

八尾市ホームページ <http://www.city.yao.osaka.jp>

電子メール k-suishin@city.yao.lg.jp

刊行物番号 H29-172
